

第 5 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年5月2日(月)

開会 午後13時30分

閉会 午後15時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

23番 平林 博文

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第19号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第20号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	(1件)
議案 第21号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第22号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 29件) (農地中間管理事業 2件)	
議案 第23号	農用地利用配分計画の承認について	(2件)
議案 第24号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	

8. 報告事項

報告 第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告 第10号	農地の形質変更届出について	(1件)
報告 第11号	形質変更工事計画変更届について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																														
議長	<p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は2番 池田良一 委員、23番 平林博文 委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第21号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 29件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農地中間管理事業 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第9号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第10号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第11号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第19号	農地法第5条の申請について	6件	議案第20号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第21号	農地法第3条の申請について	7件	議案第22号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 29件			農地中間管理事業 2件	議案第23号	農用地利用配分計画の承認について	2件	議案第24号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について		報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第10号	農地の形質変更届出について	1件	報告第11号	形質変更工事計画変更届について	1件
議案第19号	農地法第5条の申請について	6件																													
議案第20号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																													
議案第21号	農地法第3条の申請について	7件																													
議案第22号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 29件																													
		農地中間管理事業 2件																													
議案第23号	農用地利用配分計画の承認について	2件																													
議案第24号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について																														
報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
報告第10号	農地の形質変更届出について	1件																													
報告第11号	形質変更工事計画変更届について	1件																													

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第19号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第19号の17番と議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請2番については同一案件になりますので、合わせて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地法第5条の申請6件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、16番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>借受人が、資材置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、17番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、変更前の土地利用計画図が6ページ、変更後が7ページになります。</p> <p>事業計画変更承認申請につきましては、議案が2ページ、2番に</p>

<p>事務局</p>	<p>なります。</p> <p>図面は、農地法第5条申請の図面と同じで案内図が4ページ、字図が5ページ、変更前の土地利用計画図が6ページ、変更後が7ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町下平地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、当初計画者が平成18年に駐車場建設で5条許可を受けられておりましたが、当初の計画では来客時の駐車スペースが足りず、来客時に対応できる駐車スペースを確保するため農地転用後の事業計画変更承認申請と5条申請を提出されております。</p> <p>なお、譲受人が既に駐車場を建設し、利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、18番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図が11ページ、断面図が12ページから15</p>
------------	--

事務局	<p>ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町長浜地区です。</p> <p>譲受人が、会社事務所および一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町藤川内地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光のパネルを設置するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、20番になります。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページ、土地利用計画図が21ページ、平面図が22ページになります。</p> <p>申請地は、山代町楠久地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、平面図が26ページ、断面図が27ページと28ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第19号 農地法第5条の申請6件と議案第20号 農地転</p>
------------	--

事務局	用許可後の事業計画変更承認申請1件について以上です。
議長	それでは、農地法第5条16番について担当委員から説明をお願いします。
21番委員	3月6日に見えられました。申請者の〇〇さんは、曳家の仕事等する方です。 現地は舗装会社の前から長浜干拓の方へ向かった所の保育園の手前の右側になります。ここは宅地ばかりで狭い畑がありますが、耕作されてなく枯れたミカンの木があるだけです。生産組合長さん、区長さんの許可もありましたので、私も許可しております。ご審議宜しくをお願いします。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、17番と事業計画変更承認申請2番について担当委員から説明をお願いします。
10番委員	申請人の〇〇さんが、駐車場を作るということで、以前、農地転用の許可を受けられていました。しかし、私に事務局から連絡があり、許可された農地とその隣接地まで転用をされていて、違反転用となっているとの事で、申請人△△のところまで行き、話をしたが、昔、農業委員会に相談したが、転用できないところだと言われて、今の状態になっているとのことだったので、事務局に行くように話をし、今回の申請となっています。
議長	17番と事業計画変更承認申請2番について、事務局より補足説明はありませんか。
事務局	事務局より説明とありましたけれど、まず、6ページになります。これが平成18年に転用許可を受けられている場所になります。

事務局	<p>最近、税務課より報告がございまして、それ以外も駐車場が拡張されているという事で、担当委員に無断転用をされているという事で申請人の所へ何度か足を運んで頂いて、農地法の手続きをするようにとご指導頂いております。当時、広げる為の転用許可が下りないと説明を受けていたと申請者の方も憤慨されていたという事ですが、今回こういう形での事業計画変更の承認と転用計画の申請を上げられております。図面では緑地となっている所は駐車場として使いにくい場所となっておりますが、この1筆の転用申請をされております。</p>
議長	<p>17番と事業計画変更承認申請2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
21番委員	<p>3月28日に見えられました。現地は、204号線を東山代駅前の信号を右に〇〇〇支店の前を通り100メートルほど行った場所になります。〇〇詰所の横の農地となります。申請者宅及事務所が西九州自動車道の用地となる為、その移転先として申請されております。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
22番委員	<p>申請地の近くに申請者の〇〇さんの両親の家があります。両親は亡くなられており、畑が荒れているのでどうにかしないといけないと部落から言われ、太陽光を設置するとの申請です。九電の負担金など手続きされているという事で、区長さん、生産組合長さんの印鑑もございましたので、私も了解しました。</p>
議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

20番委員	申請地に登った所は道が狭いようですが、工事車両は大丈夫ですか。
担当委員	そこまで広い道ではないですが、神社がありまして、その参道の際にあり、そこは車が通る状態です。後は小さい車でパネルなどは運ぶような話をされておりました。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請者の〇〇さんは、元々楠久の方で、今回楠久に家を建てるという事で計画されております。3月の中旬頃お願いにこられ現地に確認に行きましたが、宅地の真ん中の畑ですが問題ないという事で〇〇さん宅の前だけ道路という事で侵入口もっております。問題ないということで、区長さん、生産組合長さんも同意されていましてので私も同意しております。審議宜しく申し上げます。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請者の〇〇さんご夫婦が区長さん宅に行かれ、区長さんから、私に連絡があり、二人でお見えになりました。場所は競技場の裏側になります。実家の田んぼに立てるとの事でしたので、現場に行ってみました。問題ないということで、区長さん等の同意もあり、私も印鑑を押しました。

議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第19号 農地法第5条の申請6件と議案第20号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>農地法3条の前に先月の農業委員会の際、〇〇委員担当の牛舎建設の臭いの関係で質問が出ておりました件を確認しておられますので、お話しをお願い致します。</p>
19番委員	<p>先月農地法第4条で大川内町の申請者〇〇さんが堆肥小屋を作りたいという事で申請がございました。その隣に△△さんの自宅がございましたが、私が思っているよりも近かった為、再確認をしました。地元の区長さん、生産組合長さんの中へ入って頂きました。申請者〇〇さんと△△さん、生産組合長さん、区長さん立会の元、作ってもいいと△△さんより返事を頂いておりますのでご報告をしておきます。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号農地法第3条の申請7件について説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>35番から41番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>36番については、社会福祉法人の農地取得であり、農地法施行令第6条第1項の規定によるものです。社会福祉法人である譲受人が、利用者の農作業における就業訓練の場として、また農作業</p>

事務局	<p>の拡大を図るための申請です。</p> <p>その他の案件については、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第21号農地法第3条の申請7件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年29件について、御説明します。議案の4～6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が18名、貸付人が29名で、面積は、田が65,469㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～21ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上29件です。</p>
議長	<p>議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年29件について、御意見、御質問はございませ</p>

議長	<p>んか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年29件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業2件について御説明いたします。</p> <p>議案は22ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を23ページに掲げております。</p> <p>貸付人が2名、面積が3.003㎡を農地中間管理機構である農業公社に貸し出す為の利用権設定となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは申出書の通りとなっております。</p> <p>議案第22号農用地利用集積計画農地中間管理事業については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第22号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第23号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は24ページ～25ページになります。</p> <p>先ほど公社への貸付の設定を頂きましたが、農地利用配分計画の承認につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農地利用配分計画の作成について同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたものでこの案を提出するものであります。借受人2名に対する公社からの転貸という形での利用配分計画が作成されております。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第23号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第23号農用地利用配分計画の承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第24号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は別冊になります。</p> <p>農業委員会の適正な事務実施に基づき平成27年度目標達成に向けた活動計画を掲げておりました。活動点検評価は実績となっております。1ページの右になります。農地法第3条に基づく許可事務となりますが、1年間の処理件数は98件、不許可は0件と</p>

事務局	<p>なっております。処理期間は24日となっております。農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）となりますが、1年間の処理件数は83件、すべて許可案件となっております。処理期間につきましては、受理日から平均21日で処理されております。</p> <p>続きまして2ページ（3）農業生産法人からの報告への対応となります。管内の農業生産法人数は5法人、うち報告書提出法人数は5法人という事で督促など行った法人はありません。</p> <p>（4）情報の提供等となりますが、賃借料情報の調査・提供となりますが、3月に245件を調査しました賃借料情報も窓口またはホームページで提供させて頂いております。農地の権利移動等の状況把握でございますが、昨年度1年間農地の権利移動が行われて件数は1,050筆となっております、その取りまとめにつきましては28年3月、4月の農業委員会で提示させて頂いております。農地基本台帳の整備になりますが、整備対象農地面積につきましては、27年の3月で4,996haのデータ更新を行っております。</p> <p>3ページになります。法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価となりますが、現状平成28年3月現在になりますが、管内の農地面積4,996ha、遊休農地面積は25.6ha、割合が0.5%程度となっております。平成27年度の目標及び実績となりますが、目標4haを目標にしておりましたが、2.1haが実績となっております。達成状況としましては、52.5%となっております。目標達成に向けた活動となりますが、活動実績としまして農地の利用状況調査につきましては、調査実施時期9月～12月、調査員数は実数で37人、調査結果取りまとめ時期は1月～3月となっております。</p>
-----	---

4 ページになります。促進等事務に関する評価となりますが、認定農業者等担い手の育成及び確保となっておりますが、現状平成28年3月現在ですが認定農業者が249経営体となっております。27年度目標となりますが、27年3月現在で258経営体あったのが28年3月の1年後には249経営体と9経営体減となっております。認定農業者を3経営体増やそうと考えておりました所、増やすことが出来ず達成状況は0%となっております。

続きまして5ページの2の担い手への農地の利用集積となりますが、現状及び課題になります。管内の農地面積が4,996ha、これまでの集積面積が737ha、集積率が14.8%となります。平成27年度の目標及び実績は目標18haとしておりましたが、実績は7ha、達成状況38.3%の達成率となっております。

3の違反転用への適正な対応という事で、現状及び課題は伊万里市では違反転用はないという事で0haという報告をしております。27年度の目標、実績としましては実績1.2ha農地転用についての始末書案件となっております。以上が昨年末の活動計画の点検評価となっております。こちらにつきましては、適正な実施において今後農業者との意見を求めるとなりますので、ホームページ等で公表して意見などあれば記載するという形にしていきます。

6ページになります。28年度の目標及び達成に向けた活動計画となります。先ほどは県の農業委員会の適正な事務実施の通知でしたが、27年度分で廃止され、今回28年度目標達成に向けた活動計画となりまして、農業委員会事務の公表へ変更されました。27年度については農業委員が農業者の意見を求められておりましたが、28年度は農業者の意見は求めなくてよいとなっております。様式も変更されております。

6 ページの左、1 番農業委員会の状況（28 年 4 月 1 日現在）となりますが、農家・農地との概要となりますが、総農家数・自給的農家数・販売農家数と農家数の獲得もありますが、農林業センサスに基づき記入となります。右側の農業就業者数につきましても農林業センサスに基づき記入となっております。

経営数・経営体数になりますが現状、農業委員会調べとなります。伊万里市に置いては認定農業者 28 年 4 月 1 日現在で 249 経営体、基本構想水準到着者 137 経営体、認定新規就農者が 6 経営体、集落営農経営の集落営農組織が 7 経営体となっております。こちらの数字は農業振興課より頂いた数字となります。続きまして耕地面積となっております。耕地面積とは、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入する事となりますので、統計面積が伊万里市に関しては、田が 2,800ha、畑が 911ha、計 3,711ha が統計面積となっております。経営耕地面積になりますが、農林業センサスに基づき記入をするようにとなりますので経営耕地面積は田 2,053ha、畑 697ha、農林業センサスにおきましては普通畑と樹園地と分かれております。計 2,750ha となります。遊休農地面積となりますが、田が 11.6ha、畑 14.0ha、計 25.6ha が遊休農地面積と報告しております。農地台帳面積となりますが、農業委員会が持っています農地台帳面積に置いて面積を出しているものになります。田 3,069ha、畑 1,927ha、計 4,996ha と載せております。続きまして、農業委員会の現在の体制となります。現在、農業委員会は旧制度に基づく農業委員会、任期満了年月日が平成 29 年 7 月 19 日となります。農業委員数定数が 37 名、本農業員会においては、選挙委員が 18 名、選任委員につきましては、農協推薦 1 名・共済推薦 1 名・土地改良推薦 1 名・議会推薦 2 名の計 5 名、合わせて 23 名となります。認定農業者として農協 1 名土地改良 1

名の計2名、女性は議会推薦2名となります。

続きまして、担い手への農地の利用集積・集約化として、現状が28年4月現在で管内の農地面積3,711haと27年度までとは大きく変わっております。※1管内の農地面積は、耕地及び作付面積における耕地面積を記入する事となりますので記入しております。※2これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入する事となっております。集積面積が1,157ha、集積率31.18%となっております。1,157haにつきましては、農業振興課の調べとなっております。

続きまして、平成28年度の目標及び活動計画ですが、目標集積面積1,164ha、うち新規集積面積7haとしております。※2の新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入する事となっております。

続きまして、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進となっておりますが、現状及び課題、新規参入の状況25年度新規参入者数が2経営体、取得した農地面積は1.4ha、26年度新規参入者数が6経営体、取得した農地面積は2.3ha、27年度新規参入者数が3経営体、取得した農地面積0.3haと現状はなっております。

こちらの農業振興課と一緒に調べたものとなります。28年度の目標及び活動計画、参入目標数3経営体・面積1.3haとなっております。3カ年の平均として活動計画となっております。

続きまして、遊休農地に関する措置となります。現状及び課題の管内の農地面積3,736.6ha、管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地

	<p>の利用状況調査により把握した同法第32条第1項の遊休農地の合計面積を記入する事となりますので、伊万里市の耕地面積は2,371ha、遊休農地面積は35.6haとなっておりますので、3,736.6haを管内農地面積として計上させて頂いております。遊休農地面積25.6haありますので28年度から伊万里市の遊休農地率は6.85%となると思っております。</p> <p>続いて28年度の目標及び活動計画となりますが、遊休農地の解消面積13haとなっております。こちらは、昨年利用意向調査を行った約13haを解消農地としております。活動計画になりますが、今年も農地の利用状況調査を行います、調査時期4月～9月、調査結果取りまとめを10月～3月、実施時期を11月、調査結果のとりまとめを1月～3月としております。調査時期並びに実施時期につきましては、国より指示がありまして9月までに終わる計画を立てなさい、11月までやるという計画を立てなさいと指示が出ておりますので計画しております。</p> <p>続きまして、違反転用への適正な対応ですが、伊万里市については違反転用0と報告しております。</p> <p>以上が27年度活動点検・評価及び28年度の活動計画とさせて頂きました。こちらにつきましては、農政局への提出を求められているので、6月中に提出したいと思っております。</p>
議長	議案第24号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意見、御質問はございませんか。
8番委員	27年度の新規就農者が3件となっておりますが、どんな作物の経営体になっていきますか。
事務局	1人は施設きゅうり・玉ねぎ、波多津町です。続いて、南波多出身の方で施設きゅうり、もう一人の方も南波多になりますが、施

事務局	設きゅうりとなっております。
議長	<p>その他ございませんでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案は26ページを御覧ください。</p> <p>26番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に売却する予定で、今回、3条申請を上程しています。</p> <p>報告第9号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第9号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第10号農地の形質変更届1件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号農地の形質変更届出1件について説明します。</p> <p>議案の27ページの6番になります。</p> <p>図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図、断面図が31ページになります。</p> <p>申請地は松浦町中通地区です。</p>

事務局	<p>こちらは水はけが悪く、耕作不良のため、嵩上げして畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第10号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
22番委員	<p>武雄伊万里線の道路沿いにありまして、ちょうど窪地になっておりまして水もこない状態です。ここを1mほど埋立て畑にして利用したいとの事でした。審議宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第11号農地の形質変更工事計画変更届1件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御説明します。</p> <p>議案の28ページ、1番になります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>盛土用の土の搬入不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第11号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第11号農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>

議長	これで、第5回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>